

はままつフラワーパーク U D昇降機施設 ネーミングライツパートナー募集要項



浜松市都市整備部緑政課
令和7年12月

募集要項・目次

はままつフラワーパーク UD昇降機施設の概要	1
通称の条件	3
費用負担と業務の範囲	3
契約料等	4
契約期間	4
応募資格	4
提出書類	5
提出期限等	6
公募から決定までの流れ	6
選定基準について	8
選考結果のお知らせ	9
応募書類・提案内容の取扱い	9
失格要件	9
その他	9
浜松市ネーミングライツ応募申込書（様式1）	11
浜松市ネーミングライツ応募団体調書（様式2）	12
誓約書及び同意書（様式3）	13
募集要項等に関する質問書（様式4）	14
別紙 UD昇降機施設図面等	15

はままつフラワーパーク UD昇降機施設ネーミングライツパートナー募集要項

市有施設のさらなる魅力向上を図るとともに市有施設の有効活用による自主財源の確保を目的とし、この度、はままつフラワーパーク UD昇降機施設のネーミングライツ（施設命名権）のネーミングライツパートナーを公募型プロポーザル方式にて募集します。

1. 対象施設の概要

今回ネーミングライツパートナーを募集するのは、はままつフラワーパークの園全体ではなく、別紙「UD昇降機施設図面等」にて図示するはままつフラワーパーク内施設であるUD昇降機です。

UD昇降機とはユニバーサルデザインに配慮した昇降機であり、ノンステップで車いすやベビーカーの乗車が可能です。園内西側の高低差約20mの斜面に設置し、起伏に富んだ園路での移動が困難な来園者のみなさまに、安全で快適に園内を楽しんでいただくことが可能になります。

なお、通称等を標示できる範囲は、原則車体のボディ及び乗降場です。

(1) 名称

はままつフラワーパーク UD昇降機施設

(2) 所在地

浜松市中央区館山寺町195番地

(3) 施設沿革等

竣工時期 令和2年3月

供用開始 令和2年3月

構造等 鋼材溶接構造

施設内容

① 車両（1両編成）

- ・最大定員：16名（1,040kg/両）
- ・キャビン寸法：幅2,400mm×長さ3,800mm×天井高1,960mm
- ・走行区間：クリスタルパレス西側～園内西側
- ・形式：跨座式モノレール
- ・走行速度：50m/min
- ・最大登坂能力：25°
- ・駆動方式：ラック&ピニオン
- ・運行方法：無人運転（押しボタン運行方式）
- ・バリアフリー：車いす・ベビーカー2台まで乗車可能
- ・安全装置：非常停止装置、過速度検出装置等

② 軌条（単線）

- ・敷設延長：約60m
- ・標高差：約20m
- ・緊急避難歩道：約50m（歩道幅760mm）
- ・転落防止柵：約50m

③ 乗降場ピット（上部、下部）

- ・自動ドア：幅2, 800mm×高さ1, 100mm
- ・安全装置：調整デッキ、てすり、緩衝装置等

(4) 施設の設置目的

令和2年の開園50周年を前に、子供から高齢者、障がい者まですべての来園者が安全で快適に楽しめるよう、UDに配慮した整備の必要があるとして、昇降機施設を設置したもの。

高低差が約20m程度ある、バラ園周辺から浜名湖ゲート側につながる園路を移動する利用者の負担解消を目的としている。

(5) はまつフラワーパークの開園時間

3月～	9月	午前	9時～午後	5時
10月～11月		午前	9時～午後	4時30分
12月～	2月	午前	10時～午後	4時30分

※浜名湖花フェスタ（3月下旬～6月中旬）やフラワーイルミネーション等のイベント開催時には、開閉園時間を変更する場合があります。

(6) はまつフラワーパークの休園日

12月29日～12月31日までの3日間

(7) はまつフラワーパークの利用者等について

平均年間利用者数 435, 484人（令和2年度～6年度の平均）

UD昇降機施設の稼働状況 64, 372回（令和2年3月～令和7年2月）

※片道の稼働を1回として計上

主な利用者 一般市民

※令和6年3月23日～6月16日まで浜名湖花博2024開催

(8) 法令等の規定

都市公園法、地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針

(9) 現在の指定管理者に関すること

指定管理者 公益財団法人浜松市花みどり振興財団

指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(10) 図面等

別紙「UD昇降機施設図面等」のとおり

2. 通称の条件

- (1) ネーミングライツパートナーは、対象施設に新たな名称（通称）をつけることができます。なお、正式名称を変更するものではありません。
- (2) 使用できる通称は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次のいずれかに該当するものは除くものとします。
 - ① 広告掲載基準第5条に該当するもの
 - ② 施設の設置目的を誤認させるおそれのあるもの
 - ③ 一般的に浜松市外の地域を連想させるもの
- (3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名変更などやむを得ない事情がある場合を除き、通称の変更はできません。やむを得ない事情で通称を変更する場合は、本市と協議を行って決定します。

3. 通称の標示について

- (1) 対象施設に通称を標示することが可能です。
- (2) 標示内容は原則、浜松市屋外広告物条例及び浜松市景観条例に則るものとし、本市及び指定管理者と事前に協議することとします。
- (3) 標示に企業ロゴ等を含むのは可としますが、ロゴのみの標示はできません。
- (4) 通称の標示ができない場所は、次のとおりです。
 - ① UD昇降機車体ボディのガラス面及び自動ドア箇所
 - ② 本市及び指定管理者が対象施設の運行に支障を来すと判断した箇所
- (5) 対象施設以外の場所へ標示を希望する場合は、別途協議にて可否を決定します。

4. 費用負担と業務の範囲

- ・提案にあたり要した費用及び契約締結に係る費用は応募団体の負担となります。
- ・既存の看板等の変更に伴う費用、新たな通称の標示に係る費用、新たな照明付看板等を設置した場合の電気代、施設パンフレットの変更に係る費用は、原則としてネーミングライツパートナーの負担となります。
- ・既存の看板等の変更、新たな通称の標示作業等は、本市及び指定管理者と協議の上、ネーミングライツパートナーが実施することとします。
- ・施設ホームページの変更等、指定管理者に作業が発生する場合は、指定管理者と別途協議を行い、作業内容及び費用負担を決定してください。
- ・契約期間の終了時には、同一の通称で再度契約を締結する場合及び市が不要と判断した場合を除き、契約期間内にネーミングライツパートナーの負担において通称の標示を全て撤去してください。
- ・本市で作成する観光パンフレット等の印刷物、市の公式ホームページの表示変更は市が行います。
- ・記載した項目以外で費用が発生した場合は、その都度市や関係機関等と協議のうえ決定します。

《費用負担（原則）（*1）》

区分	市	応募者
提案にあたり要した費用	—	○

区分	市	ネーミングライツパートナー
契約締結にかかる費用	—	○
看板等の改修にかかる費用		
新たな通称の標示にかかる費用（*2）		
施設パンフレットの変更にかかる費用		
契約期間終了後の原状回復		
観光パンフレット等の印刷物や市ホームページの表示方法	○（*3）	—

*1 契約料等のほかに、別途負担していただくものです。

*2 設置工事費、管理費（安全管理、電気代）

*3 変更については最大限努力いたしますが、全ての印刷物及び表示方法を変更できるとは限りません。

5. 契約料等

ネーミングライツの契約料の最低提案金額は、年間で50万円以上（消費税別途）とします。

契約料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに市が指定した期日までにお支払いいただきます。

この契約料等は、当該施設の整備や管理運営等の費用に活用されます。

6. 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から5年以上の1年単位とします。

（新たな通称の標示に係る工事期間及び原状回復工事期間を含む）

7. 応募資格

参加資格者は、法人格を有し、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施することができる団体として、(1)参加資格（要件）に掲げる参加資格要件をすべて満たすこと、及び(2)規制団体のいずれにも該当しないことを条件とします。ただし、条件を満たす団体で構成される共同事業体で応募する場合は、法人格を有していないくとも構いません。

（1）参加資格（要件）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、制限を受けていない団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けていない団体であること。
- ③ 浜松市契約規則（昭和39年規則第31号）第3条の規定による資格を満たしている団体であること。
- ④ 法人市民税等の租税公課を滞納していない団体であること。
- ⑤ 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき

者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)となっている団体ではないこと。

- ⑥ 本市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている団体(本市が資本金、基本金その他これらに準じるもののが2分の1以上を出資している法人を除く。)ではないこと。
 - ⑦ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方自治体から指定を取り消された団体又は応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けていない団体であること。
- 上記以外でも、施設の性格等により、参加資格を制限することがあります。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する団体及び暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等となっている団体でないこと。

(2) 規制団体

- ① 広告掲載基準第4条に該当する団体
- ② 政治団体や宗教団体
- ③ 指定管理者と競合する等で、施設の管理運営に支障をきたす可能性があると市が判断する団体

8. 提出書類

「9. 提出期限等」で示す期限までに、下記書類を10部（正本1部・副本9部）提出してください。

- (1) 浜松市ネーミングライツ応募申込書「様式1」
- (2) 浜松市ネーミングライツ応募団体調書「様式2」
団体（企業）の概要、設立趣旨、事業内容、事業実績等の概要がわかる別紙（様式の定めなし）又はパンフレットを添付してください。
- (3) 誓約書及び同意書「様式3」
- (4) 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
- (5) 納税証明書
 - ①直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」
 - ②直近2年間の法人事業税の納税証明書
- (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
- (7) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等（様式の定めなし）
- (8) 役員名簿
- (9) 新たな通称の標示に係るデザイン、サイズ、標示位置等の概要（様式の定めなし）

9. 提出期限等

「8. 提出書類」で示した書類を、次のいずれかの方法により令和8年1月30日（金）までに提出してください。

(1) 提出方法

ア (2)に記載する提出先へ持参

イ (2)に記載する提出先へ郵送

(2) 提出先

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町617-6 中央土木整備事務所1階

浜松市役所都市整備部緑政課 花と緑のまち推進グループ

担当者：中村、伊藤

(3) 受領時間等

ア 持参の場合

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 郵送の場合

令和8年1月30日（金）午後5時15分までに、提出先へ必着

10. 公募から決定までの流れ（予定）

令和7年度

12月12日（金）	募集の開始
12月12日（金）～1月16日（金）	質問事項の受付
1月23日（金）	質問事項に対する回答
1月23日（金）	通称の標示に関する事前相談締め切り
1月30日（金）	応募期限
2月17日（火）	選定会議（必要に応じてヒアリングを実施）
2月20日（金）	優先交渉権者の決定、応募団体への結果通知
2月下旬～	契約に向けた協議
3月下旬頃	契約締結、関係者及び市民等への報告
契約後～	市民等への周知、新たな通称の標示

(1) 質問事項の受付及び回答

令和7年12月12日（金）から令和8年1月16日（金）までの間、質問事項の受付を行います。募集要項等に関する質問書（様式4）を作成のうえ、緑政課に持参、郵送または電子メールにて提出してください。電子メールで提出する際は、メールの件名を「UD昇降機施設ネーミングライツ募集に関する質問」としてください。質問への回答は、質問者の情報及び公にすることで質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、市の公式ホームページで公開します。

(2) 通称の標示に関する事前相談

看板等の新設の可否や、通称標示のデザインについては、応募前に確認が可能です。図面・デザイン、新設を希望する場所の分かるものをお持ちの上、令和8年1月23日（金）までにご相談ください。

(3) 審査

本市で、ネーミングライツパートナーの選定会議を設置し、審査を行います。

選定会議での審査前に、所管課及び広告審査委員会で、応募資格及び通称の条件への充足、広告掲載基準への該当有無について審査を行います。

選定会議では提案内容等について審査します。応募者へのヒアリングを実施する場合は、令和8年2月3日（火）までに応募者へ別途通知します。詳細は、申込書類を提出された方に案内します。選定委員が、「11. 選定基準について」の項目ごとに評価点をつけ、最高得点を獲得した民間事業者等が、優先交渉権者となります。

なお、審査結果は、採否にかかわらず、応募参加者全員に通知します。

(4) 関係者及び市民等への報告

施設所管課等は、市の公式ホームページや報道発表等により、優先交渉権者及びその提案について、市民等に報告します。なお、必要に応じて、応募者数、評価結果を報告することがあります、優先交渉権者以外の応募者の名称については公表しないこととします。

(5) 契約締結に向けた協議

選定会議での評価を踏まえ、優先交渉権者と契約に向けて協議を行います。提案内容の全てが認められるとは限りません。協議が整い次第、契約をします。協議が整わない場合は、優先交渉権者であっても契約締結をしない場合があります。なお、その場合、審査で次点だった者を優先交渉権者として契約交渉をすることがあります。

(6) 市民等への周知

契約後、ホームページへの掲載や報道発表により、ネーミングライツパートナーと通称について公表し、契約期間までに周知します。

1.1. 選定基準について

選定会議において、次の選定基準に基づき評価します。

表 1

評価事項	評価項目	配点
I 提案された通称の妥当性 (25 点)	① 市民等に親しみやすく、呼びやすい通称であるかどうか。	15 点
	② 通称が施設のイメージと合致しているか。	10 点
II 応募団体の妥当性、経営状況等 (25 点)	① 団体の経営状況は安定しているか。契約を履行する能力があるか。	15 点
	② コンプライアンスを遵守し、社会的信用のある団体か。	10 点
III 地域、施設関連事業への貢献実績 (15 点)	① 施設の設置目的に関連した事業への貢献実績、地域活動等の有無。	15 点
IV 提案された契約料等、期間等の妥当性 (20 点)	① 提示された契約料等は、市が提示した最低提案金額以上であり、市の財源創出や施設の運営状況の向上に資するものとして妥当か。	15 点
	② 提案された契約期間は、妥当な期間か。	5 点
V その他提案 (15 点)	① ネーミングライツとは別に施設の価値が向上する提案があるか。地域の貢献事業の提案があるか。	15 点
計 (満点)		100 点

選定評価基準点

評価項目ごとに評価を行い、配点に以下の乗率を乗じて点数を算出する。

評価項目	評価	A	B	C	D	E
	乗率	100%	80%	60%	40%	20%
下記項目以外	評価基準	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
		適正				不適正
		特に優れている	優れている	最低提案金額程度		
		特に優れている	優れている	5年程度		

【審査について】

- ・表 1 の合計点（100 点満点）での審査を行います。
- ・全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等が優先交渉権者となります。
- ・合計が 30 点に満たない場合または各評価項目(IV①、V を除く)について過半数の委員が同じ項目で E 評価とした場合は、失格とします。

1 2. 選考結果のお知らせ

応募団体の全てに、令和8年2月20日（金）頃に文書にてお知らせします。

1 3. 応募書類・提案内容の取扱い

採用された提案については、市民の理解を得てネーミングライツを実施していくために、市は以下の内容について、報道機関や市の公式ホームページ等を通じて公表いたします。

- ①ネーミングライツパートナー名
- ②通称
- ③契約料等
- ④契約期間
- ⑤ネーミングライツへ応募した意図や地域貢献等の内容等

なお、ネーミングライツパートナーの独自の秘密やノウハウが含まれる部分については、知的財産保護の観点から、原則非公開とします。公表資料は、事前に本市とネーミングライツパートナーの双方で、協議・調整します。

1 4. 失格要件

以下のいずれかに該当した場合は、該当した応募者を失格とします。

- (1) 提案された書類に不備、または虚偽の記載があった場合
- (2) 審査までの間に、応募資格を喪失した場合
- (3) 提案の内容が、本募集要項で示した条件（最低提案金額、契約期間、通称の条件）を満たさないことが明らかである場合
- (4) 審査の結果、合計が30点に満たない場合または各評価項目(IV①、Vを除く)について過半数の委員が同じ項目でE評価とした場合

1 5. その他

- (1) 提案に関する一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) はまつフラワーパーク内の看板等の設置及び変更については、原則、浜松市屋外広告物条例及び浜松市景観条例に則るものとします。別添の「知っていますか？屋外広告物のルール」及び「景観資料」をご覧ください。
- (3) 契約期間満了後の当該施設のネーミングライツについては、契約期間満了時の状況により、今回選定するネーミングライツパートナーと優先的に交渉する可能性があります。
- (4) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査の結果などに基づく協議による修正を妨げるものではありません。）。また、提出された提案書等は返却いたしません。
- (6) 提出された書類は、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の

提案書類の使用に関する費用は、無償とします。

- (7) 提案を途中で取り下げる場合は、「辞退届（様式任意）」を提出してください。
- (8) 応募団体の提案書の提出をもって、契約書（案）の記載内容を承諾したものとみなします。契約書（案）を確認の上、応募してください。
- (9) 必要に応じて、指定管理者とネーミングライツパートナーのリスク分担等について、協定書を締結していただく場合があります。（様式任意）
- (10) この公募及びネーミングライツに関する情報提供は、本市ホームページにて行います。

★この募集要項に関する照会及び質問等について

この募集要項に関する照会及び質問等については、電話、Eメール、文書等で下記までお問い合わせください。照会・質問及びこれらに対する回答については、質問者の名を伏せて他の応募者に対してもお知らせすることができます。

問合せ先

〒430-0923 浜松市中央区北寺島町617-6 中央土木整備事務所 1階
浜松市役所都市整備部緑政課 花と緑のまち推進グループ
担当者：中村、伊藤
電話 053-457-2597 ／ FAX 050-3535-5217
メールアドレス ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

様式 1

年 月 日

浜松市長 あて

所在地：

名称：

代表者職氏名：

浜松市ネーミングライツ応募申込書

以下のとおり、【はままつフローラパーク UD 昇降機施設】に対するネーミングライツに応募します。
なお、募集要項に定める応募資格を満たしていることを誓約します。

導入する施設の名称	はままつフローラパーク UD 昇降機施設		
応募趣旨			
希望する通称 (英文名)			
応募契約料等 (年額)	年額	円 (消費税及び地方消費税を除く)	
希望契約期間	年間 (令和 8 年 4 月 1 日 ~)	年	月
施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化につながる事業者による取組の提案			
担当部署			
担当者の職名及び氏名			
担当者連絡先 (TEL・E-mail)			

* 様式 1～様式 3 以外に提出する添付書類

- 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）
- 納税証明書
 - ①直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 3 の 3」
 - ②直近 2 年間の法人事業税の納税証明書
- 過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など、経営状況のわかるもの
- 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等（様式の定めなし）
- 役員名簿
- 新たな通称の標示に係るデザイン、サイズ、標示位置等の概要（様式の定めなし）

浜松市ネーミングライツ応募団体調書

(ふりがな) 団体名称			
代表者	役職名	(ふりがな) 氏名	
団体の種類	1 企業 2 社団・財団法人 3 NPO法人 4 その他 ()		
所在地	〒		
連絡先	TEL		
	FAX		
	E-mail		
団体設立年月日			
資本金等			
社員・会員数			
主な事業・ 活動内容			
地域貢献や文化 事業等の社会貢献 事業の実績			

*団体（企業）の概要、設立趣旨、事業内容、事業実績等の概要がわかる別紙（様式の定めなし）又はパンフレット等を添付してください。

様式 3

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所 在 地

(フリガナ)

名 称

代表者職氏名

(署名又は記名押印)

誓約書及び同意書

はままつフラワーパーク UD 昇降機施設ネーミングライツ募集への参加にあたり、下記事項について誓約及び同意します。

記

1 誓約する内容

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - ・上記 3 点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている又は経営に実質的に関与している法人その他の団体
- (2) 提案する事業に関連する委託契約又は資材・原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（1）の各号に該当しないことを確認します。また、相手方が（1）の各号に該当した場合、この提案する事業から排除します。
- (3) 暴力団を排除するため、必要な場合に浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾し、役員名簿等の情報提供の要請があった場合には直ちに応じます。

2 同意する内容

浜松市ネーミングライツ導入に関するガイドライン第 3 の 1 を満たすことを確認するため、浜松市都市整備部緑政課が浜松市税の納付又は納入状況について、浜松市財務部収納対策課へ照会することに同意します。

法人番号 (13 衍)													
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入すること

募集要項等に関する質問書

浜松市都市整備部緑政課
花と緑のまち推進グループ 中村・伊藤 宛

団体名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	

はままつフローラパーク UD 昇降機施設ネーミングライツパートナー募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

No.	資料名等	該当箇所		質問
		頁	項目	
例①	募集要項	3	4. 費用負担と業務の範囲	○○については、……と考えていいのか確認したい。
例②	募集要項	8	11. 選定基準について	○○については、……と考えていいのか確認したい。
1				
2				
3				
4				
5				

注意) 質問内容は、具体的かつ簡潔に記入してください。

資料名等の該当箇所の順に並べてください。

行が不足する場合は、適宜増やしてください。

はままつ フラワーパーク マップ

〒431-1209
かんざんじ
静岡県浜松市中央区館山寺町 195
TEL/053-487-0511 FAX/053-487-0833

動物園共通門 共通券をお持ちの方へ
両施設の往來には専用のQRコードを
ゲート機にかざしてお通りください。



園のあらまし 東京ドーム より6.4個分
面積 30万m²
植栽 3,000種
見学所要時間 より1時間



- 車イス・ベビーカーの通行はできません。
- AED(自動体外式除細動器)
- トイレ
- Wi-Fi
- チャージスポット
- コイのエサ(200円)
- 休憩所
- 授乳室
- 飲料等自動販売機
- スロープカー
- エレベーター

1周 約15分

フラワートレイル

フラワートレインコース

停留所

- メインエントランス(始点)
- 浜名湖ゲート・動物園正門
- ハナショウブ園・動物園共通門
- 芝生広場・こども広場
- クリスタルパレス(大温室)
- メインエントランス(終点)

利用料金 子供 50円
<1乗車> 大人 100円

※子供料金は3歳以上中学生以下です。
※運行間隔は状況により変わります。
※車イス対応車両もあります。
※時期によりルートを変更する場合があります。



ペットを連れてのご入園はお断りさせて
いただきます。

園内の植物採取、昆虫の捕獲などは禁止
されていますのでご協力ください。

園内は禁煙です。
※所定の場所のみ可

四季を彩る花々の
情報を配信中♪



Instagram

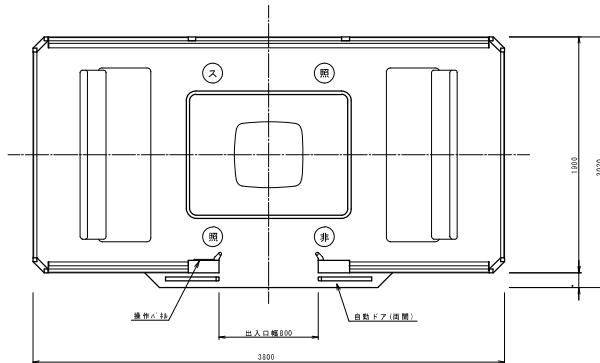


Facebook

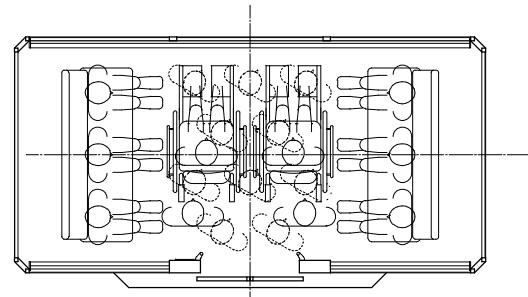


1. UD昇降機施設図面



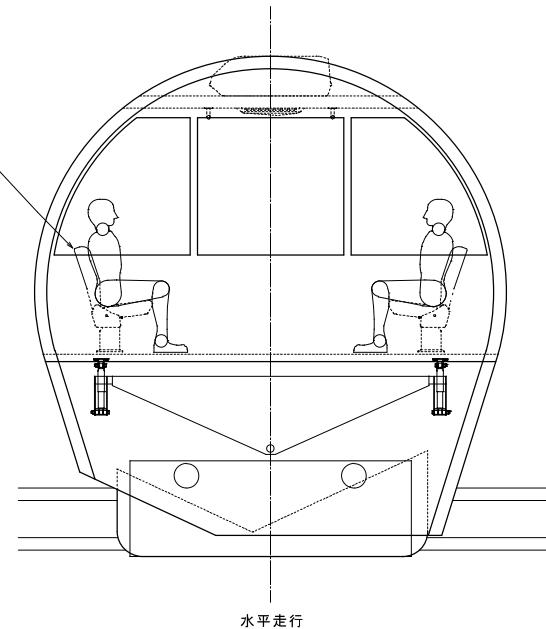
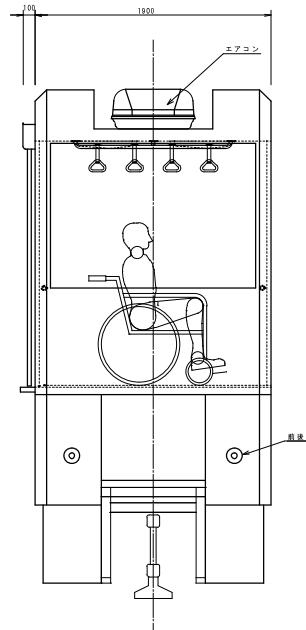
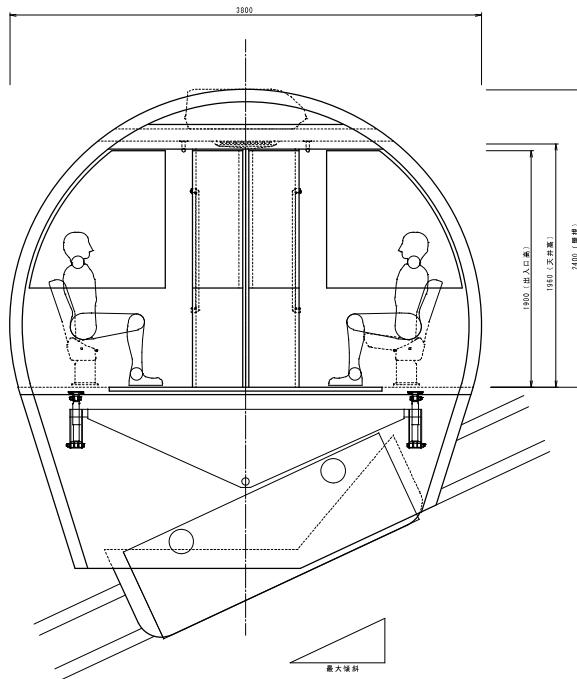


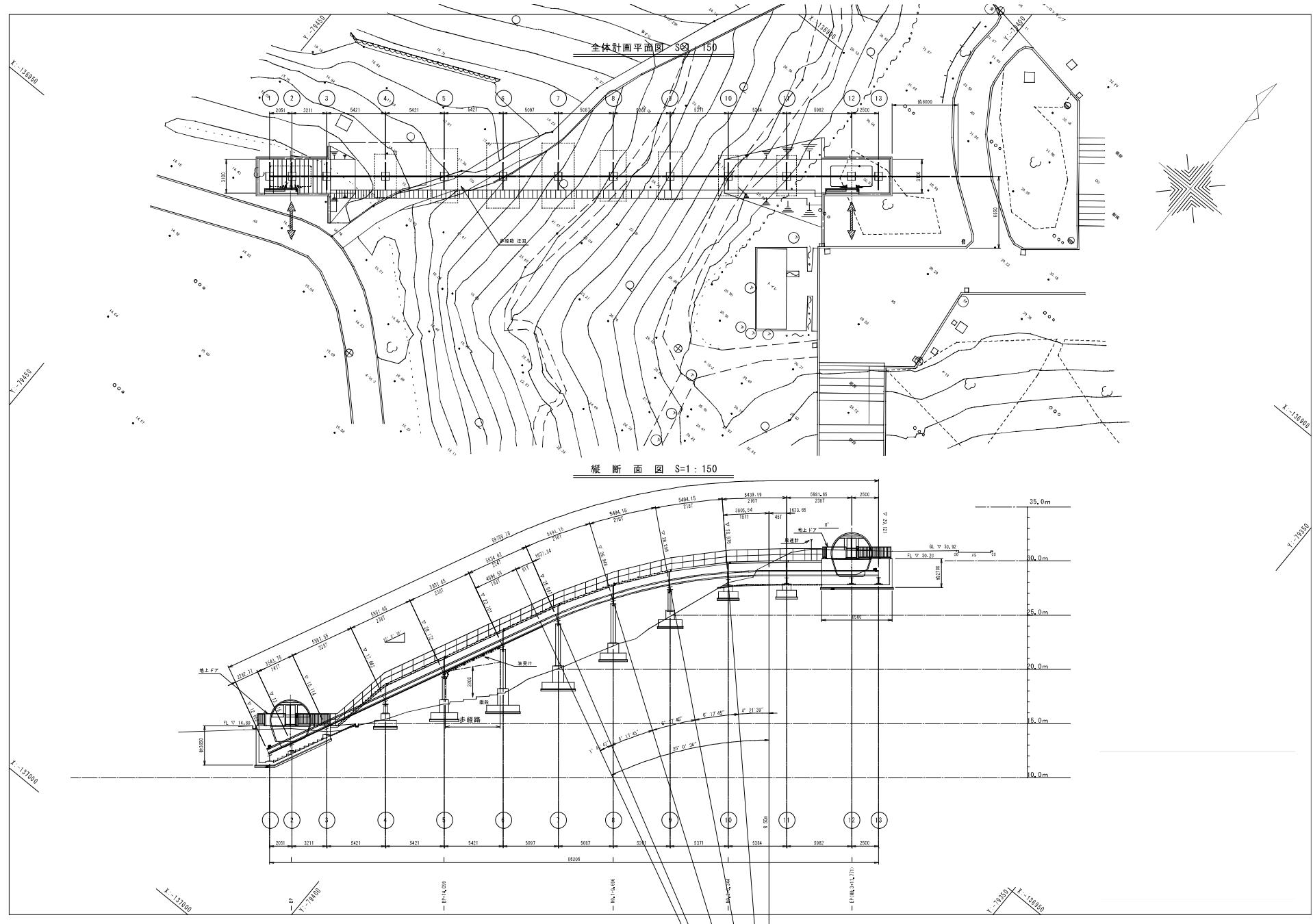
車内平面図

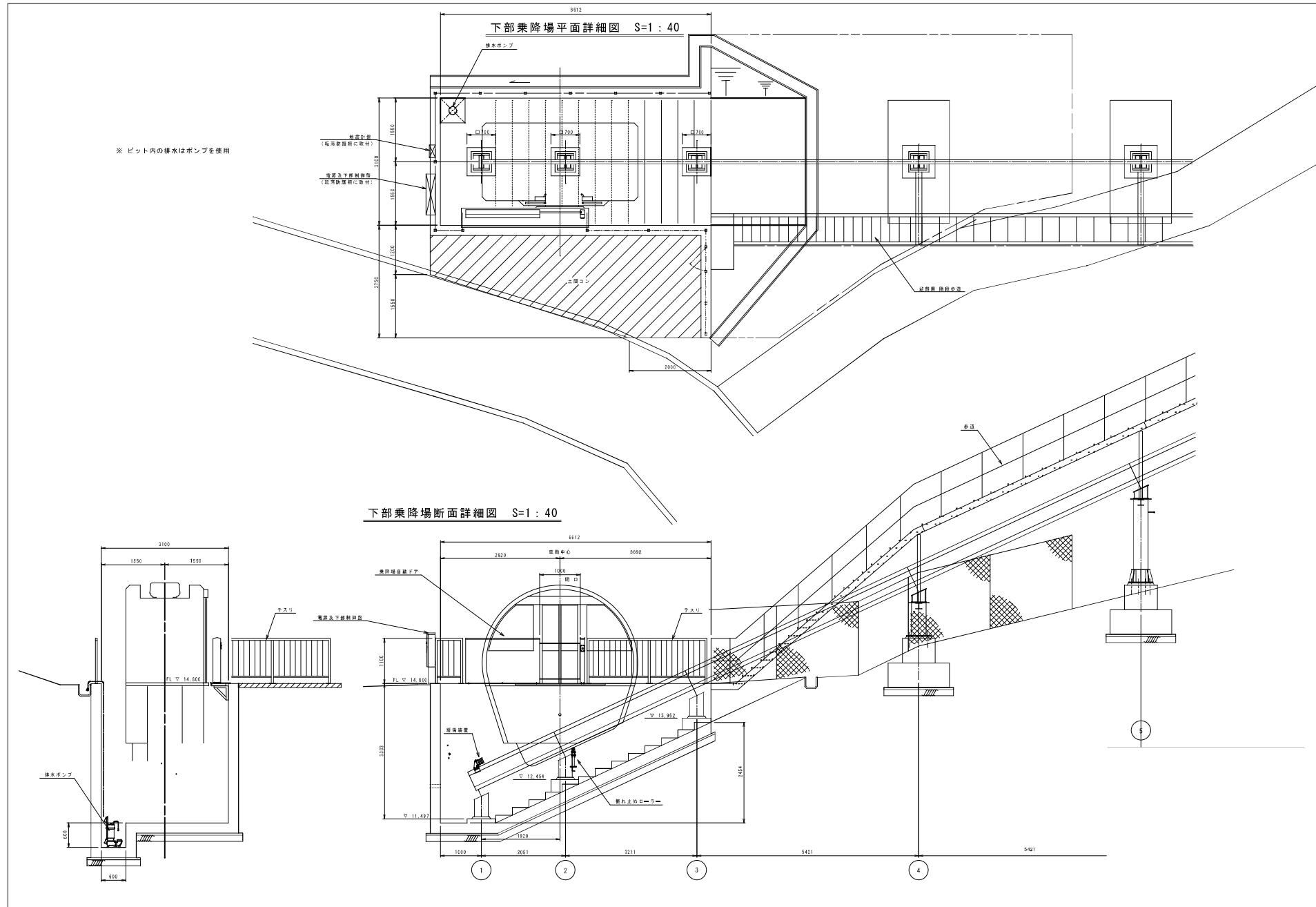


車椅子乗車時
(車椅子2台乗車可)

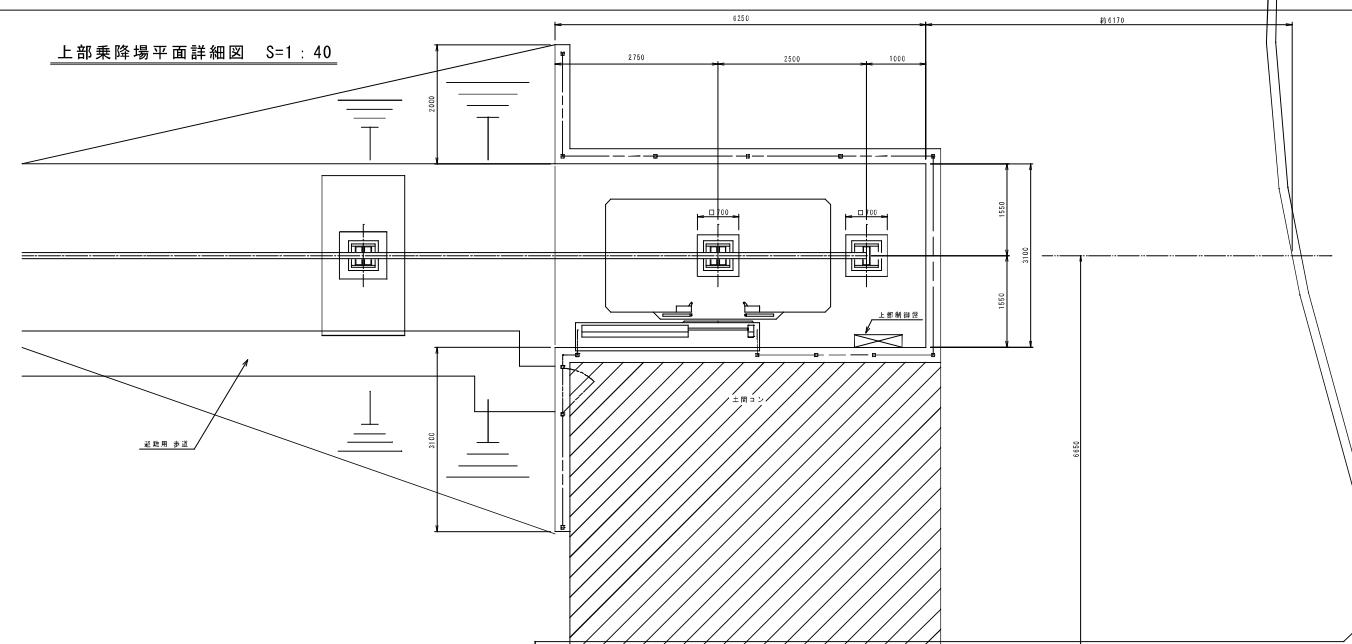
主要仕様	
型 式	KMR-16
定 員 (積数量)	16名 (1040kg) /両
走 行 速 度	5.0 m/min
安 全 装 置	車内内障ボタン (自動加減速、走行直停止)
	最大勾配 2.5°
	速度制御方式 インバータ制御
	制動装置 電磁ブレーキ
	電 源 三相交流 220Vx40Hz
	電 動 機 減速電動機 1.1kW×2台=2.2kW
	走 行 方 式 ラックビニオン
	リモコン
その他の	
車内内障 車内内障 各駆動エアコン	



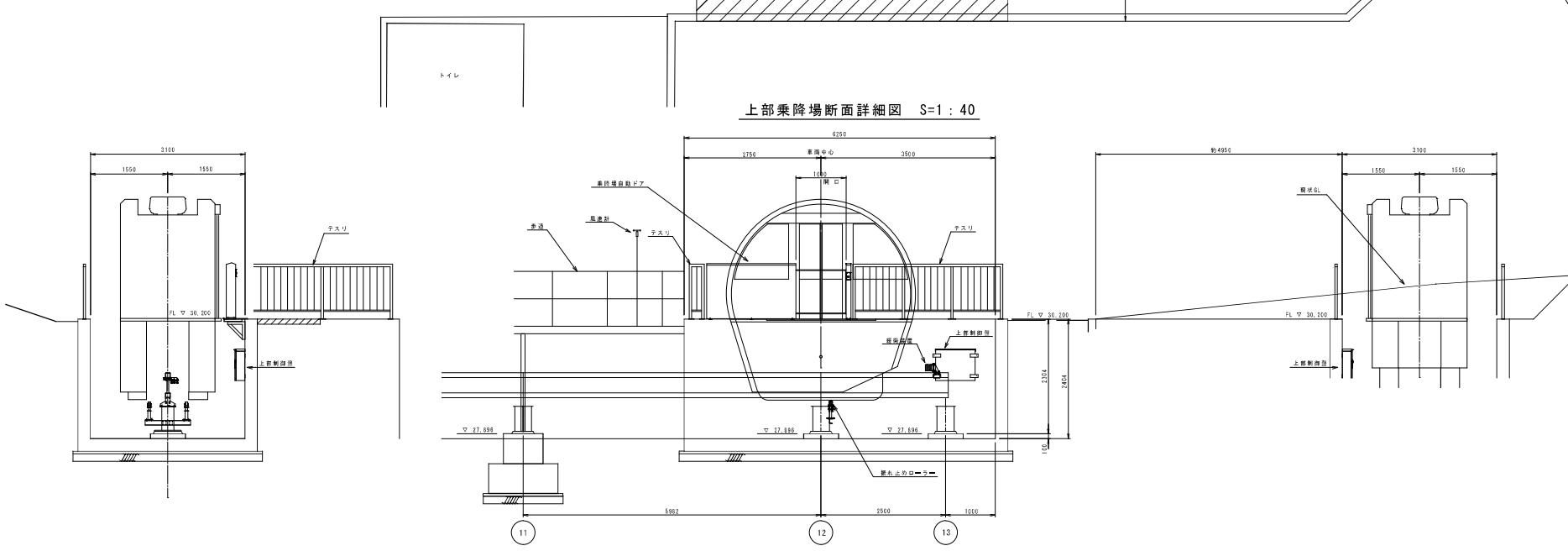




上部乗降場平面詳細図 S=1 : 40



上部乗降場断面詳細図 S=1:40



2. 現況写真

【車体】現在の状況

●稼働時



●遠景（下部乗降場）

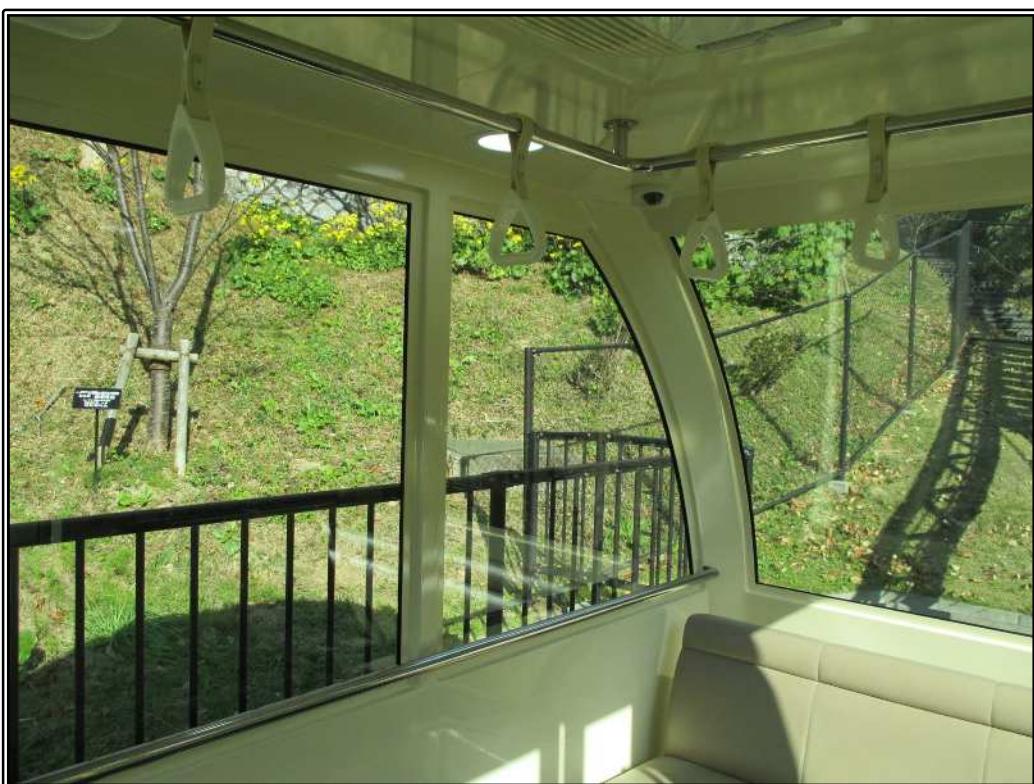


【車体】 内部の状況

●座席部



●車体内上部



【乗降場】車体稼働時

●上部



●下部



【乗降場】車体待機時

●上部



●下部



【乗降場】車体稼働中

●上部



●下部



【乗降場】車体内部からの状況

●上部

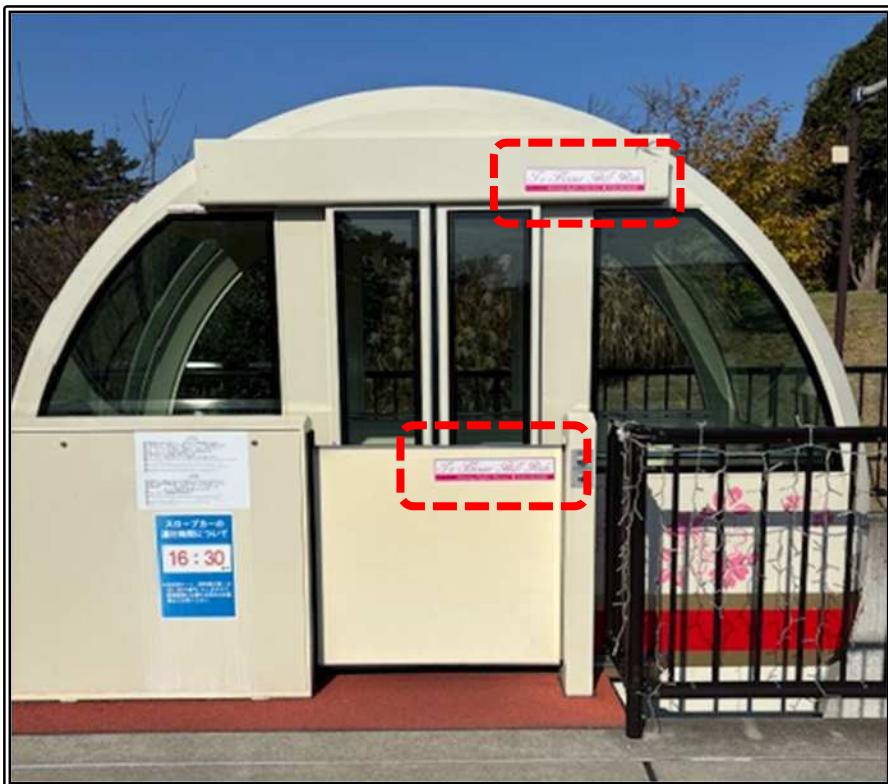


●下部



【現在の看板等設置状況】

- 上部乗降扉及び車体上部：縦10cm×横50cm
下部乗降扉はなし



- 車体内部：縦3cm×横15cm

